

国立大学法人和歌山大学自己点検及び自己評価に関する規則

制 定 平成23年 9月30日
法人和歌山大学規程第1208号
最終改正 平成30年6月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が行う自己点検及び自己評価並びにその結果の公表に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自己点検・評価 学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第1項の規定に基づき、本学が自ら行う点検及び評価をいう。
- (2) 外部評価 本学が主体となって自己点検・評価の一環として行う学外者による評価及び検証をいう。
- (3) 第三者評価 学校教育法第109条第2項に規定された認証評価機関が行う評価及び国立大学法人法第9条に規定された国立大学法人評価委員会が行う評価をいう。

(自己点検・評価の項目)

第3条 自己点検・評価の項目は認証評価機関が定める基準等を参考に、本学企画・評価委員会が定める。

(自己点検・評価等の実施)

第4条 自己点検・評価は、前条に定める項目について概ね5～7年に1度実施するものとする。

- 2 自己点検・評価の項目のうち教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入等に関する分析を行うにあたっては、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取するものとする。
- 3 自己点検・評価の実施にあたっては、最高責任者である学長の下、各理事が責任者となり、それぞれの所掌する領域に関して取り組むものとする。
- 4 学長は、前項により実施した自己点検・評価の結果について、必要に応じ、外部評価を実施するものとする。

(第三者評価の実施)

第5条 第三者評価は、学校教育法その他の法令及び評価実施機関が定める基準や観点等に従い実施するものとする。

(評価結果の公表)

第6条 自己点検・評価の実施、外部評価の実施又は第三者評価を受けた場合は、その評価結果を刊行物その他広く周知を図ることのできる方法によって公表するものとする。

(自己点検・評価等の結果に基づく改善)

第7条 学長は、自己点検・評価、外部評価又は第三者評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項について、本学の関係する組織又は委員会にその改善策の検討を付託する。

- 2 改善策の検討を付託された組織又は委員会は、改善案を作成し、学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を踏まえ、改善策を決定し、当該組織又は委員会に改善を指示するものとする。
- 4 改善指示を受けた組織又は委員会は、改善の進捗状況及び今後の対応を学長に報告するものとする。
- 5 学長は、前項の報告があった場合は、改善の進捗状況を確認するとともに、進捗状況に応じた対処方法を決定する。

(事務)

第14条 点検及び評価の事務は、企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項は、本学企画・評価委員会の審議を経て、学長が別に定める。

自己点検及び自己評価規則

附 則

この規則は、平成23年9月30日から施行する。

附 則（平成24年3月16日一部改正：法人和歌山大学規程第1241号）

この改正規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1400号）

この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1680号）

この改正規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第2067号）

この改正規則は、平成30年6月1日から施行する。